

岡山県公報

発行
岡山県



催

目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

【告示】

- 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 特定施設の設置許可申請
- 〃
- 特定施設の構造等変更許可申請
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 指定介護予防サービスの事業の廃止
- 小型機船底びき網漁業の許可等の申請期間
- 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

【海区漁業調整委員会】

- 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催
- 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催

情報政策課

環境管理課

健康推進課

長寿社会課

水産課

用度課

海区漁業調整委員会

◎岡山県告示第三十四号

平成三十年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等をおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類
情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における流動比率
- (4) 申請時における従業員数
- (5) 申請時までの営業年数
- (6) 男女共同参画の推進状況
- (7) 障害者雇用の状況
- (8) 環境基準等の達成状況
- (9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類
- (10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

る。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。）（県に納税の義務がある者に限り。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証

明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成三十年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成三十年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十二年一月中に行う予定の平成三十二年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課（電話 〇八六
一二二六―七二六四）

◎岡山県告示第三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住 所 井原市木之子町150番地

氏 名 代表取締役社長 谷 英昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 井原市木之子町6833番地

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （P-24）		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （P-1）	
能	力	循環ポンプ出力3.7 kW		循環ポンプ出力2.2 kW	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後約1週間		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成30年4月1日		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要		連続24時間		同左	
使用時において 当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並び に当該汚水等の 通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	14.4	21	12	12
	p H	4	4	4	-
	B O D (mg/L)	5	10	同左	
	C O D (mg/L)	5	10		
	S S (mg/L)	1	2		
	T - N (mg/L)	2	2	2	-
	T - P (mg/L)	0	0	0	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年1月30日から同年2月20日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 住友電工焼結合金株式会社

住 所 高梁市成羽町成羽2901番地

氏 名 代表取締役社長 林 哲也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 住友電工焼結合金株式会社

所在地 高梁市成羽町成羽2901番地

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	72 し尿処理施設 (59)	
能	力	936人槽, 125m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後105日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成日の翌日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	80	125
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	3.9	12.4
	C O D (mg/L)	7.0	17.0
	S S (mg/L)	8.2	12.4
	油 分 (mg/L)	2.0	2.0
	T - N (mg/L)	20.0	30.0
	T - P (mg/L)	2.9	4.9
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	59 し尿処理施設				
種 類 及 び 型 式	合併式汚泥処理浄化槽				
構 造	RC造				
主 要 寸 法	22.0m×17.0m×6.0m				
能 力	936人槽, 125m ³ /日				
処 理 の 方 法	膜分離活性汚泥法				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後105日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成日の翌日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	80	125	80	125
	p H	7.2	7.2	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD (mg/L)	300.0	300.0	3.9	12.4
	COD (mg/L)	57.0	57.0	7.0	17.0
	S S (mg/L)	350.0	350.0	8.2	12.4
	油 分 (mg/L)	2.0	2.0	2.0	2.0
	T-N (mg/L)	53.0	53.0	20.0	30.0
	T-P (mg/L)	5.8	5.8	2.9	4.9
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000	3,000	

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排出口No-1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	165.2	209.2	165.2	244.2
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/L)	3.9	12.4		
COD (mg/L)	5.9	13.1	5.9	13.6
SS (mg/L)	8.2	12.4	同左	
油分 (mg/L)	2.0	2.0		
T-N (mg/L)	20.0	30.0		
T-P (mg/L)	3.5	3.8	3.0	4.0
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	同左	
Cu (mg/L)	1.0	1.0		
Fe (mg/L)	3.0	3.0		
Sn (mg/L)	0.5	0.5		
Pb (mg/L)	0.05	0.05		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年1月30日から同年2月20日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

◎岡山県告示第三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 公益財団法人仁和会

住所 笠岡市園井2263

氏名 代表理事 長瀬 輝諠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 公益財団法人仁和会ももの里病院

所在地 笠岡市今立2543，笠岡市園井2263他

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃 止	
種	類	72 し尿処理施設(1)	
能	力	859人槽, 44m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	39	44
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	20	30
	C O D (mg/L)	30	40
	S S (mg/L)	50	70
	油 分 (mg/L)	5	10
	T - N (mg/L)	30	80
	T - P (mg/L)	4	8
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	廃 止				新 設				
工場又は事業場における施設番号	1				同左				
種 類 及 び 型 式	し尿浄化槽				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				F R P				
主 要 寸 法	L 17,700mm×W8,800mm×H5,200mm				L 9,200mm×W3,300mm×H3,200mm				
能 力	859人槽, 44m ³ /日				110人槽, 25m ³ /日				
処 理 の 方 法	回転円板方式				担体流動浮上ろ過方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				平成30年3月末日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成30年4月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の汚染状態の通常値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	39	44	39	44	18.1	25	18.1	25
	p H	6~8	6~8	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/L)	180	200	20	30	150	200	20	20
	C O D (mg/L)	130	150	30	40	同左			
	S S (mg/L)	200	250	50	70	200	250	15	15
	油 分 (mg/L)	20	30	5	10	同左			
	T-N (mg/L)	80	160	30	80	40	50	30	40
	T-P (mg/L)	18	36	4	8	3	5	3	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000	3,000	同左				

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	39	44	18.1	25
p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/L)	20	30	20	20
COD (mg/L)	30	40	同左	
S S (mg/L)	50	70	15	15
油分 (mg/L)	5	10	同左	
T-N (mg/L)	30	80	30	40
T-P (mg/L)	4	8	3	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年1月30日から同年2月20日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

ミ才薬局

倉敷市水島西千鳥町二一四八

平成二十九年十二月三十日

◎岡山県告示第三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス勝福日上

2 所在地

岡山県津山市日上字沖ヶ原一六七五―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社勝北

2 所在地

岡山県津山市安井六七三番地

三 指定年月日

平成三十年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二一九六

五 サービスの種類

通所介護

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

◎岡山県告示第四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス亀池荘

2 所在地

岡山県赤磐市穂崎八八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社創和

2 所在地

岡山県赤磐市穂崎八八八番地の四

三 指定年月日

平成三十年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一四三八

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成30年1月30日 岡山県公報 第11960号

◎岡山県告示第四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスあかり

2 所在地

岡山県津山市宮尾一三八六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人誠道会

2 所在地

岡山県津山市宮尾一三八六番地一

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一五九四

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第四十二号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船及び網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

申請期間

平成三十年二月一日から同月二十八日まで

◎岡山県告示第四十三号

平成三十年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - (2) 直前決算における自己資本額
 - (3) 直前決算における機械設備等の価額
 - (4) 直前決算における流動比率
 - (5) 申請時における従業員数
 - (6) 申請時までの営業年数
 - (7) 男女共同参画の推進状況
 - (8) 障害者雇用の状況
 - (9) 環境基準等の達成状況
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に依じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
- 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

- (1) 申請書
- (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
- (3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
- (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
- (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三月以内における営業の事実を証する書類）
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 誓約書
- (9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
- (10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面
- (11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- (12) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成三十年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイ

六 ズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。
資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成三十年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十二年一月中に行う予定の平成三十二年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一
二二六一七五三八）

◎岡山県告示第四十四号

平成三十年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成三十年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権

限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	制限なし	総合点数	格付区分
二百万円未満	六十点以上	四十点以上六十点未満	A級
五百万円未満	四十点未満	四十点未満	B級
			C級

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
- 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
- 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者
- 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

- (1) 申請書
 - (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
 - (3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
 - (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
 - (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
 - (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）
 - (7) 印鑑登録証明書
 - (8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
 - (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
 - (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
 - (11) その他知事が必要と認める書類
- 2 提出書類の作成に用いる言語
- 申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の

提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成三十年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの本書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成三十年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十二年一月中に行う予定の平成三十二年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六一七五三八）

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第五十八回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十年一月三十日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

一 日時

平成三十年二月七日(水)

午後三時三十分から

二 場所

兵庫県神戸市中央区中山手通四丁目一〇番五号

神戸市教育会館 五〇一号室

TEL(〇七八)二二二一四一一

三 議題

第一号議案 平成三十年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五十七回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十年一月三十日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 濱本俊策

一 日時

平成三十年二月九日（金）

午後二時から

二 場所

香川県高松市サンポート一ー

高松港旅客ターミナルビル六階会議室

TEL（〇八七）八五一―三四四二

三 議題

第一号議案 平成三十年度における各種漁業の入会調整について